

北海道札幌手稲高等学校同窓会会則

第1章 名称及び目的

(名称)

第1条 本会は、北海道札幌手稲高等学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の切磋琢磨と繁栄、親睦を図るとともに、母校の充実、発展のため寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成並びに会誌の発行
- (2) 会員の連携と親睦を深めるための集いの開催
- (3) 各支部との連絡並びに支部設立の助成
- (4) 母校の諸行事その他の生徒の対外教育活動に対する支援
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 (イ) 北海道札幌手稲高等学校を卒業した者
(ロ) 北海道札幌手稲高等学校に在籍した者で役員会が適当と認めた者
- (2) 準会員 北海道札幌手稲高等学校に在籍している者
(名譽会長及び名譽会員)

第5条

- (1) 本会は、母校現校長及び歴代会長を名譽会長とする。
- (2) 本会は、現職員並びに旧職員を名譽会員とする。

(顧問の設定)

第6条 本会は、次の職員を顧問として置くものとする。

- (1) 母校現副校長・教頭及び同窓会担当職員

(クラス幹事の選出)

第7条 各クラスごとに、クラス幹事を2名選出するものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 2名 |
| (5) 事務局員 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 2名 |

(役員の任務)

第9条

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、不在及び事故あるときはこれを代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を運営し、事務局を代表する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、各々総務事務及び会計事務を担当する。
- (5) 事務局員は、総務事務及び会計事務を担当する。
- (6) 会計監事は、会計年度ごとに決算報告書を監査する。

(役員の選出)

第10条

- (1) 会長は、総会において選任される。
- (2) 副会長・事務局長・事務局次長・事務局員は、会長が委嘱する。
- (3) 会計監事は、総会において選任される。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第12条

- (1) 役員に欠員を生じたときは、役員会の議決により次期総会まで代行者を委嘱することができる。
- (2) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の構成)

第13条

- (1) 本会の会議は、総会・クラス幹事会・役員会とする。

- (2) 総会は、クラス幹事により構成される。
- (3) クラス幹事会は、クラス幹事により構成される。
- (4) 役員会は、第8条に規定する役員により構成される。ただし、会計監事を除く。

(総会)

第14条

- (1) 総会は、本会の最高議決機関である。
- (2) 定期総会は、毎会計年度当初に会長が招集する。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。
- (4) 前2号の招集は、開催期日の2週間前までに、議題、日時及び場所等を記載した文書をもって行うものとする。
- (5) 総会は、予算の議決、役員の選任、会則の改正、決算の承認、入会金並びに会費の変更、その他の事項を審議決定する。

(クラス幹事会)

第15条 クラス幹事会は、各期別に開催されるものとし、当該クラス幹事が必要と認めたときに招集する。

(役員会)

第16条

役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の議決)

第17条

- (1) 各議決機関は、会則の改正以外の事項の議決については、出席構成員の多数決によるものとする。
- (2) 欠席構成員が、あらかじめ委任状を提出した場合には、これを出席構成員とみなす。なお、委任内容は、出席構成員の多数意見に同意するものであることを要する。

(支部の設立)

第18条 本会は、事務局を北海道札幌手稲高等学校内に置く。

第19条 本会は、必要に応じ、都市を単位として支部を設立することができる。

第5章 会計

(会計)

第20条 本会の経費は、入会金・会費・寄附金及びその他の収入をもって充てる。入会金並びに会費の額は次のとおりとする。

- (1) 入会金 1人 1,000円

(2) 終身会費 1人 2,000円

2 入会金並びに会費は、原則として、定められた時期に一括納入するものとする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、隔年8月1日に始まり、翌々年7月31日に終わる2年間とする。

第6章 雜則

(会則の改正)

第22条 会則の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成によらなければならぬ。

(細則の制定)

第23条 本会の運営に必要な細則は、役員会で定め、会長が総会に報告する。

(帳簿)

第24条 本会に、次の帳簿を備え付けるものとする。

(1) 会員名簿

(2) 会計簿

(3) 議事録

(4) 記録写真帳

(5) その他必要な帳簿

(住所変更届)

第25条 会員は、住所を変更する際、はがきに必要事項を記入し、事務局宛に提出しなければならない。

第7章 附則

(施行期日)

第26条 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

1 昭和58年9月10日 一部改正

2 平成21年9月26日 一部改正

3 令和元年10月5日 一部改正

4 令和5年10月28日 一部改正

5 令和7年10月12日 一部改正